

留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具

ニシン漁業を後世に伝える一級品と評価 留萌市の世界に誇れる遺産



ニシン漁の船

平成七年十月二十日、国の文化財審議会が開かれ、「留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具」が国の重要有形民俗文化財に指定されることになりました。留萌市では初めての国指定の重要文化財となります。

をかけたこれらの用具を調査してきました。この結果、北海道内にもこれほど当時の用具がそっくりそのまま残されているところはないとの結論を得ました。また、所有者である佐賀平一郎氏の好意によりこれらの諸用具を留萌市に寄贈を受けました。これをもとに文化庁に国指定重要有形民俗文化財の指定の申請を行い、今回指定されることと決定したのです。

今回の指定されたものは、留萌沿岸で使用されてきたニシン漁の漁撈用具(ニシン漁に使用されていた船をはじめとするいろいろな用具)です。昭和三十年に北海道のニシン漁が終わってから、当時使われていた用具はほとんどが捨てられたり、朽ち果ててしまいました。しかし、留萌市の礼受町にある(因)佐賀家にはそっくりそのまま当時の用具が残っていました。留萌市では平成四年度から六年度の三か年

重要有形民俗文化財としては北海道内三番目の指定となります。ただ、他の二件は先住民でありますアイヌの人たちの使用した用具ですが、今回初めて和人の使用した用具が指定になりましたことは意義の深いものと思われれます。



今回指定された ニシン漁撈用具

- ▼網及び網関係用具
 - 一、網及び網地 一六三点
 - 二、網関係用具 八九六点
- ▼船及び船関係用具
 - 一、船及び船具 二五五点
 - 二、船関係用具 八五点
- ▼沖揚げ・加工関係用具
 - 一、沖揚げ関係用具 三七八点
 - 二、身欠き鯨製造関係用具 九三一点
 - 三、鯨絞め粕製造関係用具 一七七点
- ▼修理関係用具
 - 一、網修理関係用具 二二四点
 - 二、船修理関係用具 八三点
- ▼施設・経営関係用具
 - 一、施設造成関係用具 一七九点
 - 二、施設管理関係用具 一一五点
 - 三、施設・設備関係用具 一一三点
 - 四、出荷・経営関係用具 一四六六
- 合計 三、七四五点